

「パートタイム労働法」改正のポイント



本年4月1日より、パートタイム労働法が改正され施行されました。パートタイム労働者を雇用している会社は対応が必要です。「アルバイト」や「契約社員」はいるけど、「パート」はいないから大丈夫と思っている方はいませんか。パートタイム労働法の対象である「短時間労働者（パートタイム労働者）」は、「1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と定義されています。つまり、「アルバイト」や「契約社員」など、名称が違っても、この定義に該当する労働者であれば、パートタイム労働法の対象となりますので注意してください。なお、正式な法律名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」です。

1. 労働条件の文書の交付

労働条件の文書での交付については、従来から努力義務とされてきましたので、「労働条件通知書」や「雇用契約書」等で明示していたことと思います。改正法においては従来の努力義務に加えて、①昇給の有無、②退職手当の有無、③賞与の有無の明示が義務化となっています。これまで利用していた「雇用契約書」等に、必ず追加してください。

2. 待遇の決定についての説明義務

雇用後、パートタイム労働者から説明を求められた場合、待遇の決定に当たって考慮した事項を説明することが義務付けられました。

3. 均衡のとれた待遇の確保

パートタイム労働者の数と役割が増加していることを考慮し、正社員（通常の労働者）と均衡のとれた待遇を確保することが求められます。改正法では、様々な働き方のパートタイム労働者を、「職務」「人材活用の仕組み・運用等」「契約期間」の3つの要件が正社員と同じかどうか判断することによって、次の表のように4つのカテゴリーに分類し、正社員に近いカテゴリーほど、正社員との「差別的取扱い禁止」を厳しく定めています。

カテゴリー	要件		
①	「職務」が同じ	「人材活用の仕組み・運用等」が同じ	「契約期間」が同じ
②	「職務」が同じ	「人材活用の仕組み・運用等」が同じ	「契約期間」が違う
③	「職務」が同じ	「人材活用の仕組み・運用等」が違う	「契約期間」が違う
④	「職務」が違う	「人材活用の仕組み・運用等」が違う	「契約期間」が違う

上記①のカテゴリーは、「正社員（通常の労働者）と同視すべきパートタイム労働者」となり、賃金の決定をはじめ、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他のすべての待遇について「差別的取扱いが禁止」されます。

②、③、④のカテゴリーにおいては、均衡のとれた待遇のために、以下の対応が必要です。

- (1) 賃金は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定するよう努める。さらに、②のカテゴリーの場合は、「正社員（通常の労働者）と同一の方法により賃金を決定する」よう努める。
- (2) 教育訓練は、パートタイム労働者の職務の内容、成果、意欲、能力、経験などに応じて実施するよう努める。さらに②、③のカテゴリーの場合は、「職務の遂行に必要な能力を身に付けるための教育訓練は、正社員（通常の労働者）と同様に実施しなければならない。」
- (3) 福利厚生施設（給食施設、休憩室、更衣室）は、パートタイム労働者に対しても、利用の機会を与えるよう配慮する。

4. 正社員への転換の促進

現在雇用しているパートタイム労働者に対して、次のいずれかの対応が義務付けられました。

- (1) 社外から正社員の募集をする場合、その募集内容をパートタイム労働者にも周知する。
- (2) 正社員のポストを社内から公募する場合は、希望するパートタイム労働者に対しても、そのポストに就くことを申し出る機会を与える。
- (3) 正社員転換のための試験制度を設ける。
- (4) その他これらに準じた転換を推進するための措置を講じる。

5. 苦情処理・紛争解決援助

パートタイム労働者と事業主との間に苦情や紛争が発生した場合には、自主的な解決を図るよう努めなければなりません。都道府県労働局長は、紛争に関し援助を求められた場合には、必用な助言、指導、または勧告をすることができます。さらに要請があり必要と認めるときは、個別労働関係紛争解決促進法に基づく紛争調整委員会にて調停を行います。

<著者プロフィール>

川面 康 氏

プラスコンサルティングサービス株式会社 代表取締役

人事労務コンサルタント

社会保険労務士（埼玉県社会保険労務士会所属）

立教大学法学部卒業、みずほ銀行、アクタスマネジメントサービスを経て現職。

社会保険、労働保険のご相談はもちろんのこと、人事評価制度や給与・退職金制度の構築を通じて、企業をポジティブに活性化させるための実践的なコンサルティングを提供しています。また、銀行での豊富な勤務経験により、金融商品や融資のアドバイスから銀行との上手な付き合い方まで、幅広いサポートを行っています。

◇メルマガやFPサービスに関するアンケートにご協力をお願いします。

↓以下のアドレスからお入りください↓

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

◇メルマガ執筆者募集のお知らせ

税理士 FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。

執筆を希望される方は、税理士 FP 実務研究会事務局<株>日税ビジネスサービス 総合企画部までご連絡ください。

TEL 03-3340-4488